

制限付一般競争入札(事後審査型)(電子入札)公告共通事項(工事)

1 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、丹波市財務規則（平成 16 年丹波市規則第 41 号）第 72 条の 2 に定める入札参加資格者名簿に登載されている者で、かつ次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に基づく丹波市の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評定通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- ③ 建設業法の規定による、入札公告に示す工種の総合数値が、入札公告に示す点数の範囲内であること。

なお、総合数値とは入札公告に示す工種の経営事項審査結果の総合評定値に丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領の規定に準じて主観数値を加算又は減算した数値。

主観数値は、入札参加資格者名簿（工事）より確認すること。

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/nyusatsukensashitsu/gyomuannai/2/2/2/1148.html>

- ④ 丹波市の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ⑤ 丹波市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成 24 年告示第 176 号）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外措置の対象者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ⑦ 入札公告に当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、以下にも該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

- ⑧ 入札に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 夫婦・親子・兄弟等で別会社を設立し、それぞれが市の入札参加資格者として登録がある場合

ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

エ 応募方法が単独企業と特別共同企業体の混合入札によるときは、特別共同企業体とその構成員又は特別共同事業体を構成する構成員同士

- ⑨ 電子署名及び認証業務に係る法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行し、かつ丹波市の入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受注者の名義で取得した IC カードを、丹波市の電子入札システムに登録していること。

- ⑩ 入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込み期限日とする。

(2) 配置予定技術者の要件

- ① 建設業法第 26 条の規定により国家資格を有する技術者等を適正に配置できることとするが、国家資格等を有する技術者の配置を求めた場合、法令等で定める国家資格等を有する者であること。また、監理技術者の配置が必要となる（下請契約の合計金額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上）場合における監理技術者講習終了証については、監理技術者資格者証の交付を平成 16 年 2 月 29 日までに受けている場合には不要とし、監理技術者講習を平成 16 年 2 月 29 日までに受けていたが、監理技術者資格者証の交付を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講終了証をもって代える。なお、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員が配置すること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込期限日以前に 3 箇月以上の雇用関係を有すること。）がある者で、かつ建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

- ② 請負金額が 4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上となる工事については、技術者は当該工事において専任の者でなければならない。

- ③ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

- ④ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。また、契約期間中に病休、死亡、退職等の極めて特別な事由により配置予定技術者の変更を認める場合であっても、当該配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置すること。

なお、契約締結時まで提出した資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置できないことが明らかとなった場合は、契約を締結しない。

3 入札参加の手続

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、電子入札システムを使用して入札参加申込書を送信すること。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

- (2) 入札参加の申込みに使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ丹波市の入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、その IC カード情報を電子入札システムに登録したものとする。

- (3) (1)の入札参加申込書を送信し、電子入札システムにおいて自動発行される参加申込書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

- (4) 入札公告に示す入札参加申込期限日以降は、原則として申込書の差替え及び再提出は認めない。

4 仕様書、設計書及び図面の交付

仕様書、設計書及び図面は、

兵庫県電子入札共同運営システム (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) の画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

5 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の

いずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよい。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を市に寄託したとき、又は入札保証金に代わる担保を提供したとき。
- (2) 市長が特に納めさせる必要がないと認めるとき。

6 入札手続等

(1) 入札に関する条件

- ① 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。
- ② 入札保証金を納付する必要がある場合は、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。
- ③ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- ④ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。
- ⑤ 入札金額は、特に指定したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。
- ⑥ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みで使用した名義人のものであること。
- ⑦ 第1回目の入札金額に対応した工事費積算内訳書（必要な項目すべてについて入力されていること。）に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- ⑧ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
予定価格の事前公表を行った場合は、入札の執行回数は1回とし、落札候補者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。
なお、落札候補者がいる場合であって、下記8において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再入札を行う。
- ⑨ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備したものであること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札したものを除く。）
 - イ 初度の入札において、上記②から⑦までの条件に違反し無効となった入札者のうち、②、③及び⑦に違反し無効となったもの以外の者。
- ⑩ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、次の誓約書を入札参加資格確認資料とあわせて提出すること。
 - ア 落札候補者が暴力団等でないこと等についての誓約書
 - イ 労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書

(2) 無効とする入札

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- ② ICカードを不正に使用した入札
- ③ 入札参加申込書に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 入札に際しての注意事項

- ① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。

- ② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ③ 入札金額及び電子くじに係るくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- ④ 工事費積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費積算内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。
- ⑤ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- ⑥ 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- ⑦ 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- ⑧ 開札手続きを始めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- ⑨ 入札に使用することを予定している入札参加資格者名簿に登録された代表者若しくは受任者が取得したＩＣカード又は入札参加の申込みに使用した名義人のＩＣカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないので、なるべく予備の同一名義人のＩＣカードを準備しておくこと。
- ⑩ 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ⑪ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

7 低入札価格調査制度における調査対象者の決定及び調査資料

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事とする場合は、入札公告において、低入札価格調査制度の対象工事であることを周知する。
- (2) 調査基準価格を下回り失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最も低い価格で入札した者を調査対象者として決定する。
- (3) 調査対象者は、入札検査室長から入札公告に示す調査資料の提出を求められた場合は、提出を依頼された日の翌日から起算して２日以内(丹波市の休日を定める条例に定める市の休日を除く)に、入札公告に示す提出先まで提出すること。
 - ① 提出資料等
 - ア 各様式において、資格者証・雇用を証する証明・見積書・写真等の提出を求める事項に該当する場合は、各様式に添付し提出すること。
 - ② 資料の様式は、上記「４ 仕様書、設計書及び図面の交付」と同じ方法で取得すること。
 - ③ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
 - ④ 提出された資料は、低入札価格調査以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。
 - ⑤ 提出された資料は返却しない。
 - ⑥ 低入札価格調査資料の提出を求められた者が資料を(3)の提出期間内に提出しないとき、又は入札検査室長の指示に応じないときは、その者のした入札を失格とする。

8 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 丹波市財務規則第 75 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格

- を設けた場合は最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。この場合において、契約担当者は、落札となるべき同価格の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない
- (3) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(丹波市の休日を定める条例に定める市の休日を除く)に、入札公告に示す提出先まで提出すること。
- ① 提出資料等
- ア 配置予定技術者の資格
- 入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習終了証等の写しを添付すること。
また、入札公告における入札参加資格要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているもの(国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注したもの。また特別共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のもの。)に限り様式5号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。
- イ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係
- 入札参加資格があることを判断できる建設業の許可等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。
- (7) 建設業の許可
- 許可に係る通知書の写し
(下請契約の合計金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、入札参加資格工種の建設業許可区分に係る特定建設業の許可を有していること)
- (4) 経営事項審査結果
- 建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
- (5) 設計業務受託者関係
- 本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し
- ウ 同種又は類似の工事の施工実績
- 入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式5号に記載すること。
なお、記載件数は代表的な工事3件以内とし、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているもの(原則として国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注したもの。また特別共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のもの。)に限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。
- ② 資料の様式は、上記「4 仕様書、設計書及び図面の交付」と同じ方法で取得すること。
- ③ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
- ④ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。
- ⑤ 提出された資料は返却しない。
- ⑥ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受付しない。)し、説明を求めることができる。
- ⑦ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を(3)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 落札決定の取消し

落札者が「2 入札参加資格」の要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は市から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- (3) 予定価格が1億5千万円以上となる工事請負契約の締結に当たっては、市議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、市が作成した契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
なお、落札決定後議会の議決までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は市から指名停止を受けた場合には、仮契約を解除する。

12 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、丹波市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 丹波市を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 支払条件

- (1) 前金払
保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。
- (2) 中間前金払と部分払の選択
落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。
- (3) 中間前金払
部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払
- 中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。
- なお、丹波市の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

14 その他

- (1) 契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1月以内に（工期が1箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 受注者は、工事の施工に当たり、建設業法及び入札公告に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること。（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）
- (3) 受注者は、工事施工に際し、下請け、役務の提供及び資材の調達については、可能な限り市内事業者の活用を図ること。
- (4) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超える時には、次の誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを市に提出すること。
 - ① 下請契約等の相手方が暴力団等でないこと等についての誓約書（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - ② 労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。